

平成20年10月14日

各位

会社名 株式会社富士バイオメディックス
代表者名 代表取締役社長 岩崎 稔
(コード番号：3379 名証セントレックス)
問合せ先 取締役管理本部長 谷内 豊
(TEL 03-4332-3411)

民事再生手続開始申立に関するお知らせ

当社は、平成20年10月14日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立を行うことを決議し、東京地方裁判所に申立てを行い受理され、直ちに同裁判所より弁済禁止の保全命令および監督命令が発せられましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態となり、株主様、お客様、お取引様、他関係する皆様に対しまして、多大なるご迷惑とご心配をおかけするところとなり、誠に申し訳なく、深くお詫びを申し上げます。今後は、裁判所及び監督委員の指導監督のもと、役職員一同、再生に向けて全力を尽くして参りますので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

記

1、申立の理由

当社は、昭和59年12月に病理組織の研究及び検査を目的として設立され、医薬品等開発の支援事業（CRO事業）を中心とした事業を行ってまいりました。しかしながら平成17年8月に名古屋証券取引所「セントレックス」に株式上場をした後は事業拡大を図り、平成18年に接骨鍼灸院を経営する会社を設立、あるいは美容外科経営を支援する会社や健康食品開発販売を業とする会社を買収して子会社化し、さらに平成19年にはメンズアンチエイジング・クリニックの経営を支援する会社や美容室チェーンを展開する会社など、所謂「アンチエイジング事業」に本格的に進出いたしました。

平成20年には、引き続き一般・審美歯科クリニックの経営支援を行う会社を設立、あるいは保険支援事業を行う会社を買収し子会社化、資本参加するなど事業拡大路線を進め

てまいりました。しかしながら拡大した事業からは、おしなべて当初予定していた利益が
上がらず、他方で買収資金等、金融機関からの借入金、平成20年8月末日現在で21
行、総額約150億円にも至る事態となり資金繰りが悪化いたしました。

さらに平成20年9月末日に入金を予定していた多額の未収入金の回収ができず、同月
の資金は急遽他社からの支援により乗り切りましたが、その後、この未収入金の存在自体
に疑義が生じたため、平成20年10月末日の資金を調達する目処が立たず、支払不能の
おそれが生じたことから、やむを得ず本件申立に至ったものです。

2、負債総額

218億3000万円(平成20年9月末日現在)

3、今後の見通し

今後につきましては、裁判所及び監督委員である辺見紀男弁護士の指導監督のもと、金
融機関各位、取引先各位をはじめとする関係各位のご支援、ご協力を賜り、事業の円滑な
遂行に努め、信頼回復と事業再建に向けて全力を尽くす所存でございます。

株主様、お客様、お取引様他関係する皆様に対しまして、多大なるご迷惑をお掛けした
ことを、重ねてお詫び申し上げますとともに、当社の再建に関しまして、ご理解とご支援
を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

4、株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する再建計画等の審査に係る申請について
は、行わない予定でございます。

(ご参考)

1. 申立の概要

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 申立日 | 平成20年10月14日 |
| (2) 弁済禁止の保全命令 | 同日 |
| (3) 監督命令 | 同日 |
| (4) 管轄裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (5) 事件番号 | 平成20年(再)第252号 |
| (6) 申立代理人 | NS総合法律事務所 西畠義昭弁護士 他5名 |
| (7) 監督委員 | 辺見紀男弁護士 |

1. 会社の概要

- | | |
|--------|-----------------|
| (1) 商号 | 株式会社富士バイオメディックス |
|--------|-----------------|

(2) 本店所在地	東京都中央区八重洲二丁目 1 番 5 号
(3) 設立年月日	昭和 5 9 年 1 2 月 2 0 日
(4) 代表者	岩崎 稔
(5) 資本金	金 5 1 億 8 6 0 3 万 6 0 1 円
(6) 発行済株式総数	1 1 万 8 6 5 0 株

以 上